主 文

本件上告を棄却する。

理 由

本件上告申立書は、被告人会社の旧商号である株式会社Aの代表取締役B名義で 提出されたものであるところ、当審取寄せの被告人会社登記簿謄本によれば、Bは 右上告申立て当時既に被告人会社の代表取締役を辞任し、その旨の登記がなされ、 その代表取締役にはCが就任していることが認められるから、Bが被告人会社のた め申し立てた本件上告申立ては不適法というべきである。

よって、刑訴法四一四条、三八五条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成四年六月五日

最高裁判所第三小法廷

 裁判長裁判官
 坂
 上
 壽
 夫

 裁判官
 貞
 家
 克
 己

 裁判官
 園
 部
 逸
 夫